

須坂市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年)の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			

【添付資料】

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は、養育費の公正証書等作成費用補助金の交付を受けようとする方に、前年(申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年)の 12 月 31 日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名および当該補助金の交付を受けようとする方との続柄等をご記入いただくものです。

2 所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)または都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)または市町村長から養護を委託された老人
- (2) あなたと生計を一にしている方
- (3) 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が380,000円(令和2年分以降は480,000円)以下の方
- (4) 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない、または白色申告書の事業専従者でない方